

事後審査型一般競争入札について

(趣旨)

第1条 この要領は、北斗市一般競争入札実施要綱（平成18年北斗市訓令第92号。以下「要綱」という。）に基づき、開札後に入札参加資格要件の確認審査を行い、落札を決定する入札（以下「事後審査型一般競争入札」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型一般競争入札の対象となる建設工事等は、予定価格が1千万円を超え1億5千万円未満とする。

(入札参加資格の認定申請)

第3条 事後審査型一般競争入札に参加しようとする者は、参加申請書（様式第1号）に規定する書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出方法は、持参によるものとする。

(落札者の決定および入札参加資格の確認)

第4条 市長は、事後審査型一般競争入札においては、最低価格入札者（北斗市契約事務規則規則（平成18年北斗市規則第41号）第17条の規定により設けた最低制限価格未満の価格をもって入札をした者を除く。以下同じ。）に対して入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格を認定した場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。

2 前項の規定により入札参加資格の有無を確認した場合において、最低価格入札者に入札参加資格がないと認めた場合は、当該最低価格入札者の入札価格の次に低い価格をもって入札した者（以下「次順位入札者」という。）を最低価格入札者とみなして、前項の認定を行うものとする。この場合において、次順位入札者に入札参加資格がある場合は、当該次順位入札者を落札者とし、次順位入札者に入札参加資格がないと認めた場合は、本項の規定による手続きを落札者が決定するまで繰り返すものとする。

3 同一順位のため落札候補者が2者以上となる場合は、くじにより落札候補者の順位を決定する。

4 前項の規定により入札参加資格の有無を確認した場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を記載した文書により当該申請

者に通知（様式第5号）しなければならない。

5 入札参加資格を認められなかった申請者は、前項の規定による通知があった日の翌日から起算して5日（北斗市の休日を定める条例（平成18年北斗市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。以下同じ。）以内に、付された理由の説明を書面により求めることができる。

6 市長は、前項の規定による求めがあったときは、その求めがあった日の翌日から起算して5日以内に入札参加資格に係る理由説明書（一般競争入札様式第6号）により回答するものとする。

（入札参加資格確認書類の提出）

第5条 前条に規定する落札候補者の入札参加資格を確認するために、速やかに落札候補者に対して、入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、前項の規定により提出を指示された日から3日以内（休日を除く。）に発注課へ確認書類を提出しなければならない。

3 落札候補者が提出期限内に確認書類を提出しないときは当該落札候補者のした入札は無効とする。

（確認書類）

第6条 確認書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）

(2) 類似工事施工実績調書（様式第3号）

(3) 配置技術者調書（様式第4号）

(4) その他市長が認めた調書

（補則）

第7条 上記に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。